



公認 不動産コンサルティングマスター 相続対策専門士の認定制度について

受講日

受講後
約1ヶ月

相続対策専門士コース修了試験結果の発表

合格発表日は、講座終了後約1ヶ月程度です。具体的な日にちは、後日メールでご連絡いたします。
(この時のメール送信先は^(注)「相続対策専門士コース」申込時にご登録のメールアドレスになります。)

合格

不合格

通知はいたしませんので、メールでご案内する認定者発表画面で登録番号の有無をご確認ください。

《合格＝認定時の手続き》

- ・発表日にメールで、合格し認定者となられた方のマスター登録番号一覧画面をご案内します。
- ・合わせて認定者には、「認定証書」を書留郵送いたします。送付先は「相続対策専門士コース」申込時のご登録住所（会社宛または自宅宛）となります。

① 認定された方はHPに掲載する顔写真データをメール添付でお送りください。
(顔写真の送信先アドレス、および締切日は別途ご連絡いたします。)

② 不動産マスターマイページの「マスターメニュー」の下に新たに「専門士メニュー」が表示されます。ご自身の不動産マスターマイページにログインしてご確認ください。今後は、この「専門士メニュー」を随時ご覧いただくことが必須となります。

【重要】認定以降、相続対策専門士に関するご連絡は、不動産マスターマイページのログインIDとなっているメールアドレス宛にお送りいたします。^(注)「相続対策専門士コース」申込時に登録したメールアドレスと異なるアドレスをログインIDにしている方は、統一していただく必要があります。

下記のログイン画面でご自身のID(メールアドレス)をご確認ください。

不動産マスターマイページログイン画面 <https://www.retpc-consul.jp/myp/CmnLogin.do>

《認定後》

お名刺やご自身の会社のホームページで「公認 不動産コンサルティングマスター 相続対策専門士」の名称を使用することができますので、PRにご活用ください。

***正式名称「公認 不動産コンサルティングマスター 相続対策専門士」以外のご使用はできません**

公認 不動産コンサルティングマスター認定証の期限切れにご注意ください。その場合は「公認 不動産コンサルティングマスター相続対策専門士」の称号もお使いいただくことはできません。

・不動産マスターマイページの「専門士メニュー」の「更新案内」には、毎年12月に実施いただく更新手続きについての説明（詳細説明書 PDF 貼付）が記載してありますので、必ずご確認ください。専門士の更新には、必須更新要件であるコンプライアンス確認の充足と任意更新要件の中から一つの要件を充足することが必要です。

・マスターマイページの「専門士メニュー」の「NEWS LETTER」において相続対策専門士の方向けの各種ご案内を掲載いたします。任意更新要件の一つを充足する勉強会等のイベント参加申込も掲載いたしますので、こまめにご覧ください。

《更新手続きの実施 毎年12月1日～12月31日》

「専門士メニュー」の「専門士更新手続き」から、必須更新要件（コンプライアンス確認）を実施してください。また、任意更新要件の充当状況を確認のうえ、充当されていない場合、充当してください。

公認 不動産コンサルティングマスター認定証の期限切れの場合は、相続対策専門士の更新手続きはできません。

期間内に
更新手続き未了

更新手続き完了

翌年1月～12月は「相続対策専門士」の称号使用は不可となります。翌年12月に復活更新の機会がありますが、2年連続して更新手続きが未了の場合は、「相続対策専門士」の認定は失効となります。

1月

更新完了された方には、1年間分のシステム管理費 2,700円(税込)をお支払いいただきます。
(支払い方法については、更新後の1月にメールでご連絡いたします。)

継続的に相続対策専門士向けの有益な情報提供、イベントを実施いたします。
引き続き「相続対策専門士」としてご活躍ください。